

別表第2 (第5条関係)

事務局、介護保険事業局及び施設等に置く職並びに職名

所 属	職	職 務
事務局	事務局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	支所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	事務局次長	事務局長の事務遂行補佐及び局務の整理
	事務局次長補佐	事務局次長の職務遂行補佐及び局務の整理
	会計責任者	経理の業務及び会計職員の指揮監督
	出納責任者	金銭の出納、保管に関する業務及び会計職員の指揮監督
	会計職員	経理の業務
	係長	局務の分掌及び係員の指揮監督
	主任主事	高度な業務
	主事	一般的な業務
	主事補	一般的な補助的業務
	福祉活動専門員	上司の命を受けて社会福祉協議会活動の強化について（平成11年厚生省社援第984号）第4項第3号に規定する業務。
	地域福祉活動コーディネーター	上司の命を受けてふれあいのまちづくり事業実施要綱（平成3年9月20日付社庶第206号厚生省社会局長通知）に規定する業務
ボランティアコーディネーター	上司の命を受けてボランティアセンターの運営及びボランティアの養成研修及び啓発に関する業務。	
中野市福祉ふれあいセンター、中野市福祉ふれあいセンター永田分場、中野市ぴあワーク就労支援施設、中野市りんごの木共同作業所施設、グループホーム青りんご及び中野市障がい者サービスセンターいこいの里、中野市障がい児相談支援事	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	所長代理	所長の職務遂行代理
	所長補佐	所長の職務遂行補佐及び所務の整理
	会計責任者	経理の業務及び会計職員の指揮監督
	出納責任者	金銭の出納、保管に関する業務及び会計職員の指揮監督
	会計職員	経理の業務
	係長	所務の分掌及び係員の指揮監督
	主任主事	高度な業務
	主事	一般的な業務
	主事補	一般的な補助的業務
	主任保育士	保育業務
	副主任保育士	
	保育士	
	サービス管理責任者	サービス管理総括業務
	主任指導員	相談及び指導業務
	指導員	
	世話人	給食調理及び利用者の健康管理業務
生活支援員	生活介護、指導相談業務	
職業指導員	職業訓練指導業務	

業所	相談支援専門員	相談支援総括業務
介護保険 事業局	事業局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	事業局次長	事業局長の事務遂行補佐及び局務の整理
	事業局次長補佐	事業局次長の職務遂行補佐及び局務の整理
	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	所長代理	所長の職務遂行代理
	主任主事	高度な業務
	主事	一般的な業務
	主事補	一般的な補助的業務
	主任居宅介護支援 専門員	居宅介護支援総括業務
	副主任居宅介護支 援専門員	居宅介護支援総括補助業務
	居宅介護支援専門 員	上司の命を受けて介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第2 項第2号に規定する業務
	主任ホームヘルパ ー	ホームヘルプ総括業務
	副主任ホームヘル パー	ホームヘルプ総括補助業務
	主任サービス提供 責任者	サービス提供総括業務
	副主任サービス提 供責任者	サービス提供総括補助業務
	サービス提供責任 者	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成11年厚令37）第24条に規定する業務
	ホームヘルパー	ホームヘルプ業務
	主任生活相談員	生活相談総括業務
	生活相談員	生活相談業務
	主任看護職員	看護総括業務
	看護職員	看護業務
	機能訓練指導員	機能訓練業務
	歯科衛生士	口腔ケア業務
	介護職員	介助業務
	管理栄養士	栄養管理業務
	調理員	給食調理業務
運転技師	自動車の運転業務及び所務	
運転技師補		

別表第3（第5条関係）

任意の職及び職務

職	職務
参事 副参事	特定な業務及び施策の決定に参画
主幹 副主幹	複雑かつ困難な業務
主査 主任	専門的な業務

